

文化センター使用にかかる手続きの変更について（重要）

令和7年1月利用分から予約の方法を

『先着順』から『抽選制』に変更します。

●町内団体（※当日受付を行わなかった団体は町外団体と同日に行う）

使用日の7カ月前の月の最終開館日かつ平日の午前9時～10時の間に受付を行い、当該受付を行ったもののみで受付時間以降に速やかに抽選を行い、使用したい日時（リハ等含む）を仮予約（その後本申請手続きが必要）する。

●町外団体

使用日の6カ月前の月の最初の開館日かつ平日の午前9時～10時の間に受付を行い、当該受付を行ったもののみで受付時間以降に速やかに抽選を行い、使用したい日時（リハ等含む）を仮予約（その後本申請手続きが必要）する。

《例1：令和7年2月28日に使用したい場合》

【町内団体】令和6年7月31日（水） 午前9時～10時に受付、抽選

【町外団体】令和6年8月1日（木） 午前9時～10時に受付、抽選

【通常受付】令和6年8月2日（金）より

《例2：令和7年3月28日に使用したい場合》

【町内団体】令和6年8月30日（金） 午前9時～10時に受付、抽選

【町外団体】令和6年9月2日（月） 午前9時～10時に受付、抽選

【通常受付】令和6年9月3日（火）より

※注意※

先着順ではありませんので、手続き開始時間にあわせて早朝から並ぶ等の行為はおやめください。通常開庁時間以外は、庁舎内に入出入りできませんので、ご承知おきください。